

## 特別会計改革に関するとりまとめ（案）のポイント

- ◆ 「特別会計法（平成 19 年制定）」に基づく会計の統廃合などの改革や剰余金等の活用、歳出の見直しの取組が着実に進展
- ◆ 個々の特別会計の在り方に至るまで、**既に相当程度の議論が積み重ねられている**と認められる（※別紙参照）

## ◆ 従来からの取組を引き継ぎ、4つの方針に沿って改革を実現すべき

## ① 国が自ら事業を行う必要性の検証

- ・ 国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠であるものを除き、民間又は独立行政法人等に事業を移管した上で廃止するなど、見直しを行う。
- ・ 具体的な改革案は、事業を担う法人の在り方と一体で検討する。

## ② 区分経理の必要性の検証

- ・ 一般会計からの一般財源繰入れの比重が大きいなど、区分経理の必要性が乏しくなっている特別会計・勘定は廃止し、一般会計化する。
- ・ いわゆる目的税や特定財源を充てて行う事業について、特別会計で区分経理する必要がある場合でも、税収やそれに準ずる歳入は原則として一般会計経由で繰り入れることとし、不必要な勘定は廃止する。

## ③ 経理区分の適正化

- ・ 特別会計・勘定における区分経理が必要な場合でも、会計・勘定が細分化され、縦割りのな予算執行や非効率な資産保有といった弊害が生じることがないように、適正な経理区分に見直す。

## ④ 剰余金等の活用

- ・ 活用可能な財源が無尽蔵に存在するといった誤解を招かないようにするとともに、国全体の資金管理の効率化を図る観点から、積立金等に係る制度について必要な見直しを行う。
- ・ 特別会計・勘定の剰余金等は、引き続き、「特別会計法」等に基づき、可能な限り一般会計等の財源として活用する。

※ 総括・検証の3つの視点  
(2月27日行政改革推進会議)

1 特別会計で行われる事務・事業について、引き続き国が実施するのではなく、民間や独立行政法人が実施した方が良いものがあるのではないか。(検討にあたって、独立行政法人改革に関する議論を踏まえる必要。)

2 特別会計やその勘定は、できる限り一般会計化するべきか。それとも、受益と負担の関係の明確化の観点から、特別会計・勘定を存置して区分経理すべきか。(検討にあたって、国民から見て透明性やわかりやすさが確保されているかの視点が必要。)

3 特別会計における剰余金について、一般会計への活用が適切に行われているか。また、積立金等について、その規模・水準が適正であるか。(検討にあたって、各特別会計の負債規模等も踏まえて、各特別会計の財務の健全性が確保されているかの視点が必要。)

◆ 制度本来の趣旨（※）に則り、**国の財政の一層の効率化・透明化**に向けて、**会計・勘定数のスリム化**を図るべき

※「財政法」第13条第2項は、特別会計の設置要件を限定的に規定。「行政改革推進法（平成18年制定）」第18条は、特別会計の存続必要性の検討義務等を規定

## ◆ あわせて、特定の歳入があること等に起因する無駄の排除を引き続き徹底していく

◆ 特別会計改革の集大成とし、可能なものから速やかに法改正を行い、**平成26年度から順次の実施**を目指すべき

## 従来からの議論

- 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月閣議決定）
- 「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月閣議決定→凍結）

### 「①国が自ら事業を行う必要性の検証」関係

- 事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化

### 「②区分経理の必要性の検証」関係

- 一般会計からの繰入れが多額に上るなど一般会計と区分経理する必要性の薄れたものについては特別会計を廃止し一般会計事業とするほか、事業の性質により独立行政法人化等を検討
- 事業の目的が達成された場合などは、速やかに当該特別会計やその勘定を廃止し、一般会計に統合すべきである
- 地方譲与税を除く恒久的な税収等は一般会計に計上することとし、国全体の財政状況の総覧性を高めていくべきである

### 「③経理区分の適正化」関係

- 事業類型が近似している特別会計で、特別会計としての区分経理の必要性の認められるものについては、行政改革の効果を確実に出すことを前提として、統合を行う

### 「④剰余金等の活用」関係

- 資産・負債や剰余金等のスリム化を徹底するなどし、今後 5 年間に於いて約 20 兆円程度の財政健全化への貢献を目指す
- 各特別会計の決算上の剰余金について、積立金に積み立て、又は資金に組入れる必要がない金額は、現在のきわめて厳しい財政状況に鑑み、毎年度の予算編成に当たって可能な限り一般会計の歳入に繰り入れる

## 改革の取組

- 「特別会計法（平成 19 年制定）」など
- 「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月閣議決定→凍結）

- 特別会計の独立行政法人化  
【国立高度専門医療センター】
- 特別会計（勘定）の廃止・国以外への移管等  
【貿易再保険 [→独法改革の結果である新法人としての日本貿易保険に移管]】  
【自動車安全（自動車検査登録勘定） [→独法改革の結果である新法人設立にあわせて廃止]】  
【森林保険 [→移管先について早急に検討]】

- 特別会計（勘定）の廃止  
【国営土地改良事業】 【特定国有財産整備】 【登記】 【産業投資（社会資本整備勘定）】  
【自動車損害賠償保障事業（保険料等充当交付金勘定）】
- 特別会計（勘定）の廃止  
【社会資本整備事業 [→空港整備は経過勘定化]】 【食料安定供給（農業経営基盤強化勘定）】

- 特別会計（勘定）の廃止  
【交付税及び譲与税配付金（交通安全対策特別交付金勘定）】

- 特別会計の統合  
【厚生保険＋国民年金】 【食糧管理＋農業経営基盤強化措置】  
【電源開発促進対策＋石油及びエネルギー需給構造高度化対策】  
【道路整備＋治水＋港湾整備＋空港整備＋都市開発資金融通】  
【自動車損害賠償保障事業＋自動車検査登録】  
【産業投資＋財政融資資金】 【船員保険＋労働保険】
- 特別会計（勘定）の統合  
【食料安定供給＋農業共済再保険＋漁船再保険及び漁業共済保険】  
【年金（国民年金勘定＋福祉年金勘定）】

- 剰余金の一般会計繰入れ等  
【「特別会計法」に根拠規定を整備】  
【各年度の予算で、「特別会計法」等に基づき、剰余金等を財源として活用】
- 積立金制度の見直し  
【外国為替資金特別会計の剰余金等を政府短期証券償還に充てられるようにする】
- 剰余金の算定の適正化  
【国債整理基金特別会計の前倒債発行収入金について、翌年度に歳入化】